

○徳島県警察監察に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、県警察の組織的かつ能率的な運営及び規律の振粛に資するため、県警察における監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監察の区分)

第2条 監察は、業務監察及び服務監察を内容とし、総合監察及び随時監察に区分する。

2 総合監察は、主として署又は県本部執行隊に対する監察であって、業務運営及び服務の実態を総合的に把握するものをいう。

3 随時監察は、業務上及び服務上の具体的な問題点について課題を限定して行う監察又は本部長の特命に基づき、具体的課題について把握する監察をいう。

(監察実施計画)

第3条 監察課長は、次に掲げる事項について、次年度の四半期ごとの監察(前条第3項の監察のうち、本部長の特命に係るものを除く。)に関する実施計画(以下「監察実施計画」という。)を作成し、毎年度末までに本部長に報告しなければならない。

(1) 監察の区分

(2) 監察の実施項目

(3) 監察対象部署

(4) 監察の時期

2 前項の監察実施計画は、所掌事務ごとに県本部各課において立案し、各部で取りまとめて監察課長が調整の上、作成しなければならない。

(監察の実施及び体制)

第4条 監察課長は、監察を実施するときは、前条による監察実施計画に従って同条第1項各号に掲げる事項について細目計画を作成し、本部長に報告の上、当該監察を行わなければならない。

2 監察は、原則として次に掲げる体制により行うものとする。

(1) 監察担当官

監察を実施する際、当該監察を主宰する者をいう。

(2) 監察補佐官

監察担当官を補佐する者をいう。

(3) 監察補助者

監察記録の作成、監察の対象である書類、物品その他のものの精査等、監察を補助する者をいう。

3 監察課長は自ら監察担当官となるほか、本部長の承認を得て、当該監察の監察担当官その他所要の監察補佐官、監察補助者等を適宜指名することができる。

4 監察担当官は、必要があると認めるときは、監察対象部署の長に対し説明若しくは資料の提出を求め、又は所要の調査を行うことができる。

5 第2条第3項に規定する随時監察のうち、本部長の特命事項に係る監察を行うときは、監察担当官は監察対象部署の長に対し、指定する日時及び場所への所属職員の出頭を求めることができる。

(監察実施結果の報告)

第5条 監察を実施したときは、監察課長は本部長に対し、その都度、速やかにその実施結果を報告しなければならない。

2 警察庁長官又は中国四国管区警察局長による県警察に対する監察が行われたときは、監察課長は、本部長に対し、前項に準じてその実施状況を報告しなければならない。

(監察実施結果の通知及び改善結果報告等)

第6条 監察課長は、監察終了後、監察対象部署の長に対して、改善・指導すべき事項を明確に指摘して速やかにその監察実施結果を通知するとともに、その旨本部長に報告しなければならない。

2 前項の通知を受けた監察対象部署の長は、指摘があった事項について、速やかに改善を実施するなど必要な措置を講じ、その結果について監察課長を通じ、本部長に報告しなければならない。

(部監察官)

第7条 監察機能の拡充を図るため、各部に次表に掲げる監察官(次項において「部監察官」という。)を置く。

部	監察官
警務	警務課警務管理官
生活安全	生活安全企画課生活安全管理官 地域課地域管理官
刑事	刑事企画課刑事企画管理官
交通	交通企画課交通安全管理官
警備	公安課警備管理官

2 部監察官は、監察課長との連携の下に各部における監察関係事務を調整するとともに、監察担当官又は監察補佐官として指名されたときは、当該監察に従事しなければならない。

(監察実施上の留意事項)

第8条 監察を行うに当たっては、監察に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第2号)第4条各号に規定する事項に留意するとともに、監察の予告、実施結果の通知等必要があつて明らかにする事項のほか、監察の日時、項目その他の監察の実施、実施結果に関する事項の保秘に留意しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

2 徳島県警察処務規程(昭和41年徳島県警察本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成16年3月16日本部訓令第5号)  
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成19年1月30日本部訓令第6号)  
この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日本部訓令第9号)  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日本部訓令第15号)  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日本部訓令第16号)  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。